

本年度社労士試験合格者体験記

④

本誌令和5年11月号に掲載しました『本年度社労士講座合格者』のみなさまの社会保険労務士を目指した理由、学習方法、今後の抱負などをご紹介します。

初めての方も再チャレンジの方も、勉強のスタートはいつでもOK。

■ 問合せ先：当協会総合受付

社会保険労務士試験受験対策総合講座 **受講生募集中!!**

☎052-961-1666

基本を繰り返し学習 することが大切

加藤君代さん



これまでの職業人生の集大成として社会保険労務士の資格に挑戦することを決意したのは4年前でした。
年々記憶力が低下し、特に数字の暗記には苦勞しました。

やればやっただけ 実力がついてきた

村田 享さん



ゆるゆるとやっていたら11年もかかってしまいました。諦めずに受け続けなければ必ず合格できると信じていました。
テキストに書かれていることを全て覚えれば合格できると思いましたが、全て覚えるのはなかなか難しく、テキストに書かれていないような選択肢（もちろん正しくない内容もあり）も必ず出るので

職場で団体交渉や不当解雇裁判の対応することになって、労働法の勉強を始めたのが受験のきっかけでした。
絶対合格しないといけないという縛りがなかったため、

過去問で論点を掴みながら

1年目から3年目まで、講座にできる限り出席し、通勤時間や家事の最中にも講座を録音したものを聴いていました。そうすることで、いつの間にか知識が定着していったように感じていきます。4年目の今年は一般常識対策として、自分の中で「厚生労働白書」を読み物と位置付け、読書するような軽い気持ちで早い時期

から読み始めました。
この試験では、あきらめない気持ちと基本を繰り返し学習することが大切です。
これまで導いていただいた先生方に心よりお礼申し上げます。ありがとうございます。
(60歳代・会社員)

テキストを読むのが効率的だと思います。
やればやっただけ実力がついてきたことは実感しました

ので、毎日少しでもテキストや問題に触れましょう。
(50歳代・会社員)

労働〇×クイズ

⑪ 答えと解説

答え ×

解説 通勤は1日について1回のみしか認められないものではないので、昼休み等就業の時間間に相当の間隔があつて帰宅するような場合は、昼休みについていえば、午前中の業務を終了して帰り、午後の業務に就くために出勤するものと考えられるので、その往復行為は就業との関連性を認められ通勤災害になります。

(平成24年社会保険労務士試験出題参照)

